

法人春日部

8月号

2026年(令和8年)8月1日発行

No.207



幸手夏祭り（八坂の夏祭り）



公益社団法人 春日部法人会

〒344-0062 春日部市粕壁東二丁目2番29号

TEL.048(761)3551 FAX.048(752)8244

春日部法人会HPは毎週金曜日《更新》

kasukabehojinkai.jp

春日部法人会

検索



第14回 定時総会を開催

5月28日、正和工業にじいろホール（春日部市民文化会館）小ホールで、第14回定時総会を開催しました。

「第1号議案 令和7年度収支決算承認に関する件」は、収支決算説明・監査報告の後の採決により出席者の全員一致で承認されました。

続いて、理事会承認事項である「報告事項(1)令和7年度事業報告」「報告事項(2)令和8年度事業計画並びに収支予算」を報告しました。

「報告事項(3)理事の退任について」は、3月25日にご逝去された久喜支部副支部長の榎本英明氏の理事退任に伴って理事の総数が51名となったことをご報告し、出席者により1分間の黙とうを捧げました。心よりご冥福をお祈りいたします。

議案及び報告事項は6ページ以降に掲載しました。ホームページ（情報公開）にも掲載しています。



議事	第1号議案 令和7年度収支決算承認に関する件
報告	(1) 令和7年度事業報告 (2) 令和8年度事業計画並びに収支予算報告 (3) 理事の退任について



堀口有紀子春日部税務署長ご祝辞



江口昌穂春日部県税事務所長ご祝辞



山田一徳会長の挨拶



堀口有紀子春日部税務署長による総会記念講演会

総会記念講演会を開催

第14回定時総会の前には、堀口有紀子春日部税務署長を講師にお迎えして総会記念講演会を開催いたしました。今回は、私の履歴書と題して、旧浦和市出身の署長がさまざまな職場での女性ならではの見識と柔軟な対処、東武アーバンパークラインへの思い出などを交え、堀口署長のソフトな語り口で関わった税務行政の一端をご披露いただきました。

また、総会終了後に大会議室において、情報交換会が盛大に開催されました。

CONTENTS

公益社団法人春日部法人会第14回定時総会を開催	2
総会記念講演会を開催	2
定時総会表彰受彰者	3～4
春日部税務署定期人事異動（速報）	5
埼玉県法人会連合会第13回定時総会	5
第14回定時総会議案（令和7年度決算承認）	6
令和7年度事業報告	7～10
令和8年度事業計画並びに収支予算報告	10～12
第60回「税についての作文」募集開始/コラム～実践税務調査～	13

税務署だより	14～17
実務セミナー開催/女性部会の集い、税務研修会開催/	
青年部会租税教室	18
女性部会租税教室	19
アメックス・ビジネス・マッチングのご案内/県税からのお知らせ	20
想うがまま 幸手支部/春日部支部	21
新入会員ご紹介/令和8年度会費並びに青年部会負担金/	
税制改正アンケートの協力御礼	22
経営者のリスク管理	23
第16回交流ゴルフ大会のご案内/実務セミナーの開催について	24

表彰受彰者

(順不同)

■公益財団法人全国法人会総連合功労者表彰

(令和8年6月9日県連定時総会にて表彰)

山田 一徳様 有限会社山田人形店 岩槻支部
田口 義明様 株式会社田口土木 春日部支部

■一般社団法人埼玉県法人会連合会功労者表彰

(令和8年6月9日県連定時総会にて表彰)

山田 一徳様 有限会社山田人形店 岩槻支部
田中 雪心様 宗教法人真浄寺 蓮田支部
井上 堅一様 株式会社井上工務店 白岡支部
齋藤 芳尚様 株式会社丸八 春日部支部
宮田 充様 有限会社ミヤタガス 幸手支部

春日部法人会功労者表彰

1. 退任役員功労表彰

榎本 英明様 有限会社榎本

久喜支部



在りし日の榎本英明菖蒲支部長



故榎本英明久喜支部副支部長の奥様とお嬢様

2. 役員功労表彰

遠藤友紀博様	株式会社カネショー	岩槻支部
小宮康一郎様	株式会社三和商会	岩槻支部
天野 正幸様	株式会社旅クラブジャパン	久喜支部
服部 智也様	有限会社服部石材店	久喜支部
小林 照央様	株式会社小林建設	久喜支部
山口 鉦行様	株式会社ヤマグチ	久喜支部
渡邊 真様	株式会社渡邊興業	久喜支部
中山 裕充様	株式会社中山家具	幸手支部
荒井 守行様	有限会社重建工業	白岡支部
宮田 雄一様	株式会社宮田電機	杉戸支部

3. 事務局功労表彰

鈴木 亜紀様 幸手支部女性部会担当事務局

会員増強功労表彰

1. 公益社団法人 春日部法人会 会長表彰

(1) 増強目標達成支部

●岩槻支部／136.4% ●幸手支部／120.0%

(2) 特別表彰

◆会員数純増支部

●春日部支部 (+4)

(3) 10社以上の加入協力 (特別表彰)

大同生命保険株式会社	埼玉支社	様
A I G損害保険株式会社	埼玉支店	様

(4) 5社以上の加入協力

武蔵野銀行	岩槻支店	様
埼玉りそな銀行	岩槻支店	様
川口信用金庫	岩槻支店	様
東和銀行	岩槻支店	様
埼玉りそな銀行	久喜支店	様
埼玉県信用金庫	岩槻支店	様
武蔵野銀行	幸手支店	様

(5) 推進協力団体

関東信越税理士会	春日部支部	様
アフラック生命保険株式会社	埼玉総合支社	様



役員功労表彰(遠藤岩槻支部長)



会員増強特別表彰(大同生命保険、AIG損害保険)



会員増強表彰
(武蔵野銀行岩槻支店、埼玉りそな銀行岩槻支店)

<幸手夏祭り(八坂の夏祭り)>

300年を超える歴史と伝統を誇り、幸手の夏を熱気で包み込むのが八坂神社の夏祭りです。

7月上旬、華麗な神輿が宮出しされて祭りが始まり、中旬には全町の山車が勢揃いしてお囃子とともに市内を練り歩きます。



表彰受表彰者 (順不同)

法人会活性化貢献表彰

1. 活性化協力者 (支部・部会推薦)

木村奈加子 様	有限会社木村呉服店	春日部支部
古谷 明美 様	有限会社かかや	春日部支部
今井 聡 様	有限会社石原モータース	岩槻支部
三浦 英明 様	三浦建設工業株式会社	岩槻支部
蓮江 澄代 様	医療法人蓮江病院	久喜支部
松本 元美 様	株式会社東陽サービス	久喜支部
有路 正章 様	ハギワラ株式会社	蓮田支部
河西 高志 様	武蔵野銀行 幸手支店	幸手支部
柳 和志 様	有限会社柳石材店	白岡支部
新井 義久 様	株式会社新井石油	杉戸支部
三輪 真久 様	エムケイ・コンサルティング株式会社	青年部会
石岡 紀子 様	株式会社財産アシスト	女性部会

福利厚生制度推進功績表彰

1. 推進目標達成支部

◆大型保障新規企業数達成支部

- 春日部支部／175.7%
- 蓮田支部／135.4%

◆大型保障新契約達成支部

- 春日部支部／124.2%
- 蓮田支部／100.8%

2. 推進協力者及び推進貢献者

◆大型保障契約

石原 保 様	株式会社石原造園土木	春日部支部
芳賀 平 様	株式会社エイチアイジー	春日部支部
疋野 健 様	株式会社エコリレート	春日部支部
朝田 友幸 様	合同会社Aプラス	春日部支部
石原 一教 様	有限会社オートサービス石原	春日部支部
黒澤 和彦 様	興和建設株式会社	春日部支部
浅野 寛長 様	株式会社永嶋庄兵衛商店	春日部支部
山田ひろみ 様	株式会社ネクストアップ	春日部支部
福岡 芳広 様	有限会社福洋エンジニアリング	春日部支部
村田 勸 様	株式会社ムラタハウジング	春日部支部
白井 拓馬 様	株式会社A T E L	岩槻支部
菊池 和彦 様	株式会社エバテック	岩槻支部
小川 雅人 様	株式会社小川アルミ工業	岩槻支部
河津 宏照 様	宗教法人浄源寺	岩槻支部
田中久美子 様	有限会社田中倉庫	岩槻支部
植村 泰之 様	東京高分子株式会社	岩槻支部
丸山 正詩 様	丸山整形クリニック	岩槻支部
林野 守将 様	みえ調剤薬局	岩槻支部
坂田 昇一 様	株式会社坂田測量設計事務所	久喜支部
天野 正幸 様	さくら観光バス株式会社	久喜支部
中村 英二 様	株式会社中村工業所	久喜支部



活性化貢献表彰
(女性部会 石岡紀子さん)



福利厚生制度推進功績表彰
(春日部支部 石原保さん)

根本 寛 様	富士梱包資材株式会社	久喜支部
半澤 啓吾 様	株式会社 L I N X	久喜支部
渡邊 真 様	株式会社渡邊興業	久喜支部
石井 英二 様	株式会社石井工務所	蓮田支部
杉山 義昂 様	株式会社カーソニック	蓮田支部
舟山 清志 様	山一化成株式会社	蓮田支部
中田 盛夫 様	中田商会株式会社	幸手支部
大木 了一 様	株式会社東洋不動産	宮代支部

◆成約紹介件数

石原 保 様	株式会社石原造園土木	春日部支部
--------	------------	-------

3. 優秀推進員 (代理店)

●大同生命保険株式会社

森園えりか 様	埼玉支社 春日部営業所
小関ひろ子 様	埼玉支社 春日部営業所
若月 聡美 様	埼玉支社 春日部営業所

●AIG 損害保険株式会社

三好季実子 様	AIG損害保険株式会社 埼玉支店
株式会社ウィック保険サービス 様	
奥田 大輔 様	AIG損害保険株式会社 埼玉支店

●アフラック生命保険株式会社

株式会社 三喜ビジネスコーポレーション 様	
-----------------------	--

令和8年7月10日発令で、春日部税務署の定期人事異動がありました。主な異動を速報でお知らせします。（敬称略・順不同）

職 名	氏 名	異 動 の 状 況
署長	鈴木 康 司	国税庁 関東信越派遣監督評価官室 室長
副署長（総務・管理運営・徴収・法人担当）	森 隆 雄	長野税務署 特別国税調査官（開発調査担当） 特別国税調査官
副署長（個人・資産担当）	五十嵐 大	（留任）
特別国税調査官（法人担当）	三浦 富士人	関東信越国税局 総務部 税務相談官室 主任税務相談官
総務課長	小山 雅 子	関東信越国税局 徴収部 徴収課 課長補佐
管理運営第一部門統括国税徴収官	山岸 久美子	（留任）
徴収第一部門統括国税徴収官	生井 康 弘	関東信越国税局 徴収部 徴収課 実務指導専門官
個人課税第一部門統括国税調査官	笹野 奈美子	西川口税務署 個人課税第一部門 統括国税調査官
資産課税第一部門統括国税調査官	大島 保	大宮税務署 資産課税第一部門 統括国税調査官
特別国税調査官（法人担当）	齋藤 章	古河税務署 総務課 総務課長
特別国税調査官（広域事務処理担当）	井上 彰 夫	（留任）
法人課税第一部門統括国税調査官	清野 将 史	栃木税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官
法人課税第二部門統括国税調査官	榎原 りえ	朝霞税務署 法人課税第四部門 統括国税調査官
法人課税第三部門統括国税調査官	深井 哲 宏	越谷税務署 法人課税第一部門 連絡調整官
法人課税第四部門統括国税調査官	市川 光 彦	川口税務署 法人課税第六部門 統括国税調査官
法人課税第五部門統括国税調査官	鈴木 雅 美	（留任）
法人課税第六部門統括国税調査官	権田 忠 明	春日部税務署 法人課税第七部門 統括国税調査官
審理専門官（法人担当）	森 武 志	（留任）
法人課税第一部門総括上席国税調査官	森田 裕 美	関東信越国税局 課税第二部 酒税課 団体企業係 係長
総務課長補佐	加藤 理 恵	竜ヶ崎税務署 個人課税第一部門 総括上席国税調査官
法人課税第一部門上席国税調査官	中村 優 子	春日部税務署 法人課税第一部門 上席国税調査官

一般社団法人 埼玉県法人会連合会 第13回定時総会

令和8年6月9日（火） ホテルブリランテ武蔵野

埼玉県法人会連合会第13回定時総会が開催されました。

春日部法人会から山田一徳会長、田中雪心副会長、井上堅一副会長、渡邊克巳副会長、宮田充組織・厚生委員長、島村智幸青年部会長の皆さんが出席しました。

【定時総会】

■議案

第1号議案 令和7年度収支決算について
監査報告

議案は満場一致で可決されました。

■報告事項

- （1）令和7年度事業報告
- （2）令和8年度事業計画並びに収支予算



■表彰式（表彰者の発表）

春日部法人会関係

- 全国法人会総連合功労者表彰伝達
山田 一徳 様 田口 義明 様
- 埼玉県法人会連合会功労者表彰
山田 一徳 様 田中 雪心 様
井上 堅一 様 宮田 充 様
齋藤 芳尚 様
- 福利厚生事業単位会表彰
公益社団法人春日部法人会



公益社団法人春日部法人会 第14回定時総会

令和8年5月28日、正和工業にじいろホール（春日部市民文化会館）小ホールにおいて第14回定時総会を開催し、第1号議案が可決承認されました。紙面では概略となりますので詳細はホームページをご覧ください。

第1号議案 令和7年度収支決算承認に関する件

令和7年度正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（単位：円）

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	13,750	100	13,650
特定資産運用益	13,375	130	13,245
受取会費	26,611,100	26,822,650	△ 211,550
事業収益	1,082,020	2,222,254	△ 1,140,234
受取補助金等	26,826,000	25,851,000	975,000
受取負担金	1,621,000	1,235,500	385,500
受取寄付金	25,769	0	25,769
雑収益	1,055,180	1,332,710	△ 277,530
経常収益計	57,248,194	57,464,344	△ 216,150
(2) 経常費用			
事業費	47,298,116	54,228,620	△ 6,930,504
管理費	10,080,872	9,871,914	208,958
経常費用計	57,378,988	64,100,534	△ 6,721,546
評価損益等調整前 当期経常増減額	△ 130,794	△ 6,636,190	6,505,396
評価損益等計		0	0
当期経常増減額	△ 130,794	△ 6,636,190	6,505,396
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益		0	0
(2) 経常外費用		0	0
当期経常外増減額		0	0
当期一般正味財産増減額	△ 130,794	△ 6,636,190	6,505,396
一般正味財産期首残高	23,843,353	30,479,543	△ 6,636,190
一般正味財産期末残高	23,712,559	23,843,353	△ 130,794
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	23,101,200	22,262,500	838,700
受取全法連助成金	23,101,200	22,262,500	838,700
一般正味財産への振替額	△ 23,101,200	△ 22,262,500	△ 838,700
当期指定正味財産増減額		0	0
指定正味財産期首残高		0	0
指定正味財産期末残高		0	0
III 基金増減の部			
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	0	0	0
基金期末残高	0	0	0
IV 正味財産期末残高	23,712,559	23,843,353	△ 130,794

貸借対照表

令和8年3月31日現在（単位：円）

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	12,707,259	12,787,290	△ 80,031
前払金	867,606	633,024	234,582
流動資産合計	13,574,865	13,420,314	154,551
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	5,000,000	5,000,000	0
基本財産合計	5,000,000	5,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	692,389	692,389	0
地域貢献事業実施準備資産	6,500,000	6,500,000	0
特定資産合計	7,192,389	7,192,389	0
(3) その他固定資産			
その他固定資産合計	432,792	617,719	△ 184,927
固定資産合計	12,625,181	12,810,108	△ 184,927
資産合計	26,200,046	26,230,422	△ 30,376
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	419,810	592,661	△ 172,851
前受金	40,227	0	40,227
次年度会費前受	13,200	7,000	6,200
預り金	418,528	294,352	124,176
賞与引当金	903,333	800,667	102,666
流動負債合計	1,795,098	1,694,680	100,418
2. 固定負債			
退職給付引当金	692,389	692,389	0
固定負債合計	692,389	692,389	0
負債合計	2,487,487	2,387,069	100,418
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	0	0	0
2. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
3. 一般正味財産			
(1) 代替基金	0	0	0
(2) その他一般正味財産	23,712,559	23,843,353	△ 130,794
一般正味財産合計	23,712,559	23,843,353	△ 130,794
（うち基本財産への充当額）	5,000,000	5,000,000	0
（うち特定資産への充当額）	7,192,389	7,192,389	0
正味財産合計	23,712,559	23,843,353	△ 130,794
負債及び正味財産合計	26,200,046	26,230,422	△ 30,376

本決算は、全法連監査チェックリストを使用し、税理士による期中・期末監査及び監事による監査を行っています。紙面の関係で、「正味財産増減計算書内訳表」「財務諸表に対する注記」「財産目録」「監査報告書」は省略させていただきました。

ホームページ「情報公開」をご覧ください。

報告事項(1) 令和7年度事業報告

令和7年度事業報告書

自 令和7年4月1日 / 至 令和8年3月31日

令和7年度事業計画に基づき実施した主な事業の概況について、次のとおり報告します。

1. 概 況

令和7年度は、国が令和5年5月8日から新型コロナウイルスを感染症法上2類から5類の位置付けへと移行し2年を経過し、社会活動の活性化が身近に感じられるようになってきた。法人会の事業もほぼコロナ禍前の状況に近づいてきたと言える。その一方、感染症のまん延のおそれがあるため、参加者の安全衛生には十分配慮しなければならない。

これらの環境を踏まえ、「公益社団法人」として「税知識の普及」と「納税意識の高揚」、「地域社会貢献活動」、「地域企業の支援」、「会員支援と交流の促進」を基本方針として事業の実施を図った。

「税知識の普及」、「納税意識の高揚」では、社団・支部・部会それぞれ事業に取り組んだが、春日部税務署や税理士会とともに実施する決算期別・新設の各説明会は、決算期別は4月、7月、10月の3回開催し、新設は9月と3月の2回開催した。

実務セミナーの経理ステップアップ講座では、留意点として令和6年1月から中小企業にも適用された電子帳簿保存法における電子帳簿の保存方法等にも触れ、充実した内容となった。

また、税についての作文(中学生)、税に関する絵はがきコンクール(小学生)は、コロナ禍を経て、多くの生徒、児童から積極的に出品され、期待の持てる状況が生まれている。

税務研修会も順次再開され、「税を考える週間」には、昨年に引き続き春日部税務署長による公開講座を開催することができた。この週間にはイオンモール春日部で税に関する児童・生徒の作品の合同表彰式を税務署と税務行政協力会(藤の和会)とともに開催した。また、広報誌やホームページ等で、積極的に税情報を発信した。

租税教育では、春日部税務署管内租税教育推進協議会の要請により、青年部会及び女性部会で講師を養成し、女性部会5校、青年部会3校の計8校へ派遣した。このほか、小学校に租税教育教材を提供した。

このほか、オリジナルプログラムによる租税教育活動として、春日部支部青年部会の「税とお金の教育事業」親子マネー講座を2回開催し、久喜支部青年部会では、「りそなキッズアカデミー」を埼玉りそな銀行とともに開催した。

令和2年度の遊休財産規定の基準超過への対策として実施した「租税教育と芸術文化鑑賞」は、児童・生徒を対象とした租税教室と音楽の専門家であるN響トップメンバーによる弦楽四重奏のコンサートを引き続き5支部7校(うち小中学校1校、幼稚園1園)に提供した。

税制改正提言は、役員・会員アンケートを実施し、県連を通じ全法連へ報告するとともに、地元国会議員、市長、町長に要請活動を行った。

各支部でも、産業祭等のイベントが徐々に再開し、「税の広報」と「花と緑いっぱい運動」を展開することができた。

「税を考える週間」にイオンモール春日部で児童・生徒による作品の展示、税に関する作品の合同表彰式を税務署と藤の和会とともに実施したほか、絵はがきコンクール入選作品を税務署内に展示する等、児童・生徒の作品を通じて広く税の役割や大切さの周知啓発活動を行うなど、会員以外にも多くの皆さんに、税情報に触れる機会をつくった。会員数は、春日部支部が前年を超えたが、社団全体としては前年よりも1.0%減少する状況となった。

なお、令和7年5月29日の定時総会で、久喜市内4支部の統合・再編が報告され、新たな久喜支部としてスタートした。

今後も、広く市民から受け入れられる法人会づくりを目指すとともに、「公益社団法人」として、自らの公益性と透明性を高めるため一層の努力を重ねていく。

2. 総務関係

(1) 事業の状況

令和7年度の基本方針と重点目標に基づき、下記の通り事業を実施した。(回数には事業の準備会や会議回数を含む。)

延事業回数	公Ⅰ事業	公Ⅱ事業	共益事業	法人会計事業
362回	129回	119回	65回	49回
	35.6%	32.9%	18.0%	13.5%
広報誌頁割合	61.2P	13.9P	13.2P	7.7P
総頁96P	63.8%	14.5%	13.7%	8.0%

公益事業の回数比率は、68.5%で、昨年に比べ2.5ポイント下がった。

令和7年度は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが2類から5類に移行し、2年を経過したことから、地域イベント等は再開したが、会議開催の減少等で延べ事業回数は前年より76回の減少となった。事業は公Ⅰ事業の比率が3.4%の減となった一方で、公Ⅱ事業の比率が0.9%の増となった。比重としては最も公Ⅰ事業が多くなっている。

事業回数の減少要因としては、久喜市内4支部の統合・再編等の要因も含め、支部役員会の統合や各支部での個別の事業に向けた会議開催回数の減等が考えられ、公Ⅰ事業の比重については、租税教育事業への注力並びに広報誌への、税の作文や税に関する記事の占める割合等が考えられる。

(2) 財務の状況

会費収入は減となったが、福利厚生制度の手数料収入を原資とする全法連助成金収入は増加した。

經常収益の合計額は57,248,194円となった。これは前年比216,150円の減である。

平成28年以降比較的に安定した状況が続いている。なお、当初予算は55,861,500円であり、決算は1,386,694円の増となった。

經常費用の総額は57,378,988円で、前年度に比べ6,721,546円の減で、当初予算74,209,253円と比べると16,830,265円の減となった。

① 会費の状況

令和7年度の会費収納は、役員・各支部に協力をいただいているが、収納率は98.50%で前年よりも0.15ポイント上がった。会費の自動振替利用率は91.1%で、前年度より0.8ポイント下がった。

会費収入の総額は26,611,100円で、前年比211,550円の減となった。

② 補助金等の状況

公益事業の経費に充当される全法連助成金23,101,200円をはじめ、補助金等の総額は26,826,000円で、前年比975,000円の増となった。

③ 公益法人の財務基準

公益法人の財務基準3項目は、事業費の総額は減少したものの、正味財産残高が、公益目的事業費を下回り、遊休財産規定の基準も、満たしている。

● 収支償償(法第14条) ● 公益目的事業比率(法第15条)

● 遊休財産規程(法第16条)

(3) 規程等の改正

久喜市内に所在する久喜、菖蒲、栗橋、鷺宮の4支部の統合・再編について、支部内での意思統一が図られ、公益社団法人春日部法人会定款第42条の規定に基づき、支部運営規程第2条に定める別表1から菖蒲、鷺宮、栗橋の3支部を抹消する改正を第1回理事会に諮り、承認決議を得た。なお本規程の施行は令和7年5月29日に役員改選の行われた定時総会当日からとした。

第2回理事会では、公益社団法人春日部法人会会員増強推進報奨要領の改正及び見直しを行い、令和4年4月から開始した本要領を令和8年3月31日限りで改正。即日施行。

新たに令和8年4月1日から当分の間、正会員入会とともに口座振替手続を完了した際に1件につき5,000円の商品券を四半期ごとに報奨品として提供する要領に見直した案を承認いただいた。見直し案の施行は令和8年4月1日。

第3回理事会で、令和7年4月に改正された育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)の施行に伴い、公益社団法人職員就業規則第14条第5項の3歳未満の子の養育を小学校就学の始期に達するまでの子の養育に改正。次に、第18条第12号の小学校の就学の始期に達するまでの子の養育する職員を小学校第3学年修了前の子を養育する職員に改正するとともに、①負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話、②当該子に予防接種や健康診断を受けさせること、③感染症に伴う学級閉鎖等になった当該子の世話、④当該子の入園(入学)式、卒園式への参加の具体例を第12号に盛り込んだ。さらに10月に施行された育児・介護休業法に伴い、第20条の2に、柔軟な働き方を実現するための措置として、第1項で始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、所定労働時間の短縮、第2項でそれらの具体

例、申出の手続き等の規定を新設。理事会承認後即日施行となった。

また、支部運営規程第8条の4に関する申し合わせ事項が、平成24年9月24日理事会決議として残されていたが、規程を変更せずに申し合わせた事項で、公益法人化以前のものである。必要ならば、規程の改正を行うべきで、13年前の申し合わせ事項を残しておくことの是非を協議いただき、協議の結果、本申し合わせ事項は廃止された。

(4) e-Taxの利用促進

税のオピニオンリーダーとしてe-Taxの利用促進を掲げている。役員企業の利用割合は96.8%で昨年度の95.2%から1.6ポイントの増。埼玉県内15単位会中で10位となった。また、添付書類を含めた利用割合は88.9%で昨年度の84.1%から4.8ポイント増で、県内15単位会中で9位となっている。(令和8年3月現在)

(5) 監査

税理士による中間監査及び期末監査を実施した。

監事は、理事会に出席するとともに、期末監査を実施した。

監査に当たっては、全法連が作成した「監査チェックリスト」を使用した。

(6) 簡素で機能的な組織運営の推進

コロナ禍の際に、多くの事業や会議の実施が困難となった折には、県連の会議等ではオンラインの会議開催の導入が進められた。当会もZOOMを用いて、青年部会の会議を開催するなど、簡素で機能的な組織体制・役割の精査、会議出席率の低下対策、役員の負担軽減など、山積する課題について引き続き検討を進めた。

また、委員会は、6委員会を4委員会に改組し、令和5年度の定時総会以降は総務委員会、税制・研修委員会、組織・厚生委員会、広報委員会となった。

また、支部から選出する理事数に幅を持たせ、役員選出に苦慮する支部に配慮した。

全国の法人会で事務局職員の交代期を迎え、事務の効率化や持続可能な事務局体制にするため、「事務運営マニュアルの整備」などが進められている。

3. 組織関係

(1) 会員の状況

会員増強推進計画により数値目標を定めた会員増強活動、実務セミナー・決算期別・新設法人説明会での加入勧奨等を実施した。産業祭等のイベントも今年度は徐々に再開し、賑わいを取り戻しつつあった。社会貢献活動を通じてPR活動を行い、会員交流と新規会員勧誘の機会として交流ゴルフ大会等を実施した。

会員特別増強月間は、前年同様9月～12月の4か月間とすると共に、年間を通じ税理士会・金融機関・福利厚生制度協力3社の協力により推進した。その結果、目標の164社に対し、133社の加入があった(前年比△13社)。

増強目標を達成した支部は、岩槻(+12)・幸手(+2)の2支部であり、会員数純増は春日部支部(+4)のみであった。岩槻支部は17年連続の会員増強目標達成となっている。

退会は、前年度の192社に対し、今年度は171社となった(前年比△21)。退会理由は、休廃業が65社(前年比△10)と最も多く、次いでメリット無し・事業不参加が46社(前年比△13社)、会費未納が17社(前年比+7社)となっている。

令和8年3月末日の会員数は、3,930社(前年比△38社)となった。

期首会員数	期中入会数	期中退会数	期末会員数	増減
3,968	133	171	3,930	△38
所管法人13,046 加入率 30.4%			内賛助会員数470 法人会員 269 個人会員 201	(前年+8)

(2) 支部・部会について

① 支部別会員数／管内6市2町・11支部

春日部支部	1,124社(+4)	岩槻支部	980社(△2)
久喜支部	728社(△8)	蓮田支部	354社(△6)
幸手支部	291社(±0)	宮代支部	86社(△7)
白岡支部	153社(△7)	杉戸支部	214社(△12)

② 部会会員数／青年部会・女性部会

青年部会	153名(+6)	女性部会	192名(△39)
------	----------	------	-----------

※青年部会会員数153名は県内第1位。女性部会会員数192名は県内第2位。
※女性部会／蓮田支部は活動を休止している。

4. 研修関係

(1) 各種説明会・公開講演会の開催

新型コロナウイルスは感染症法上2類から5類の位置付けに移行したが、インフルエンザなど他の感染症の流行もあり、なかなか以前のような頻度で集合型説明会を開催するには躊躇せざるを得なかった。4月、7月と10月に決算期別説明会、9月と3月に新設法人説明会を開催した。併せて自主点検チェックシートを説明し、社内点検の普及啓発を図った。

総会記念講演会は、7月に役職を退かれる大原一也春日部税務署長に講師をお願い開催した。新春講演会には岩槻市出身の土橋亭里う馬師匠をお招きし、演目の「五貫裁き」で思いやりとコミュニケーションの大切さを教えていただいた。

青年部会の公開講演会では、8月に将棋の棋士としても著名な投資家の桐谷広人氏を講師にお招きして「株主優待で投資をもっと身近に感じよう」と題して開催した。株価暴落時はバーゲンセールなどの軽妙なお話して、来場された多くの皆さんが耳を傾けていた。

女性部会の公開健康セミナーは、有限会社エスピーレボ代表取締役の藤井健一氏を講師に迎え「ひざ関節や腰が痛くなるのはなぜ」をテーマに11月に開催した。

インターネット・セミナーなどを含めた研修参加総数は1,503人となった。

(2) 支部研修会の開催

各支部で実施する研修会も徐々に再開されるようになってきた。令和3年度から開催している各支部共通事業の「租税教育と芸術文化鑑賞」は5年目となり、税金教室と音楽の専門家であるNHK交響楽団のトップメンバーによる弦楽四重奏コンサートをセットした催しを春日部、岩槻、久喜、杉戸4支部で小学校5校を対象に開催したほか、春日部支部と蓮田支部で追加公演をそれぞれ小中学校1校と保護者も含めた幼稚園1園で開催し、計7公演を実施した。

一方、杉戸支部では小学校1校に「租税教室とサイエンスショー」を昨年に引き続き提供した。

(3) 企業支援のための公開実務セミナーの開催

会員からの声を反映して開催している実務セミナーでは、経営上欠くことのできない「総務の基本と実務」、「一日でわかる経理のすべて」、「経理ステップアップ」、「在職老齢年金」をテーマとして開催した。講座の募集の際にはすぐに定員を超過するなど、多くの参加を得られた。こうしたセミナー事業を実施することが会員増や退会防止に繋がるものと思われる。

(4) 関係機関・行政等との連携

広く会員外の参加を呼びかけることや会場確保の観点から、公益法人の利点を活かし、関係行政や教育施設などとの連携・協力を積極的に図った(共催・後援)。

また、「青年部会公開講演会」、「税に関する絵はがきコンクール」、「親子マネー講座」などでは、教育委員会や商工会などの後援や協力をいただいた。青年部会久喜支部では埼玉りそな銀行と連携し、りそなキッズアカデミーを開催した。

春日部支部の「親子サイエンスショー」は、春日部市教育委員会が事務局となって関係団体による実行委員会を構成し、多くの親子の参加を得て開催した。

(5) ホームページ・QRコードの活用と広報事項の精査

公開事業の実施にあたっては、ホームページからチラシや申込書のダウンロードを可能にするほか、地域のミニコミ誌の協力により、幅広い広報活動を実施した。また、FAXを有しない家庭が増加していることから、QRコードを利用した電子受付を行っている。

広く会員や一般の方々へ事業を周知するため、事業の魅力を伝える案内や事業の報告には写真などを多用し、見やすさに配慮しながら、広報内容も広報委員会で精査している。

(6) 届ける研修／インターネット・セミナー、税資料の提供

講演会などの中止に伴い、多様な研修機会を提供するため、インターネットを利用した800以上のコンテンツを自宅や職場で活用できるセミナーを提供した。一部のコンテンツは会員外にも公開している。

そのほか、全国法人会総連合が発行する小冊子を全会員に送付するほか、商工会議所・商工会窓口を通じて広く提供した。

(7) 研修事業の開催回数と参加者

研修の実施回数と参加者数は、下表の通りである。新型コロナウイルスが感染症法上2類から5類に移行し、総会記念講演会、新春講演

会も開催できた。

青年部会の公開講演会、実務セミナー等には多くの参加がみられたが、令和6年度よりかなり減少した。研修事業全体として令和2年度、3年度、4年度は上回ったが、5年度並みに低下した。新たな講座内容、開催回数なども見直しの必要があると思われる。

インターネット・セミナーの参加者は一定の需要が見込まれており、今後も継続の必要はあると考えている。

	社団事業		支部事業		部会事業		インターネット・セミナー	合計	
	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者	参加者	回数	参加者
税法・税務・会計	12回	200名	3回	83名	0回	0名	394名	15回	677名
経営・経済・金融	5回	206名	2回	40名	0回	0名		7回	246名
その他	6回	118名	2回	25名	2回	43名	394名	10回	580名
計	23回	524名	7回	148名	2回	43名	788名	32回	1,503名

その他には、租税教育事業を含みません。

うち一般参加者255名

参考：実施回数・参加数の推移

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
実施回数	95回	14回	19回	29回	34回	34回	32回
参加者数	4,098名	680名	961名	1,336名	1,577名	2,124名	1,503名

令和2年度から租税教育事業の人数を含まなくなりました

上記は県連に報告した研修回数であり、インターネット・セミナーはアクセス件数に0.5を乗じ、さらに税法・税務とその他に50%ずつ振り分けている。

5. 税制関係

(1) 税制改正アンケート・提言活動

税制改正要望に向けた役員アンケートに加え、埼玉県法人会連合会が独自に実施している全会員アンケートを実施した。その結果に基づき、9月26日開催の全法連理事会で提言を決議した後、日本経済新聞10月3日付け朝刊に意見広告として掲載したほか、10月16日に開催した全国大会（高知大会）でも税制改正提言の報告を行った。その後、全法連から政府・国会及び関係省庁に、県連では県知事に、当法人会では地元選出国会議員に対し、提言活動を行った。各支部では、管内自治体の首長に地方行政改革に関する提言活動を行った。

(2) 税務関係資料の提供

税制改正に関する資料「税制改正のあらまし年度版・速報版」を広報誌や各種研修機会を通じ、会員や管内企業に配布する他、税務研修や各説明会において活用した。

また、国税庁、全法連が発行する資料・小冊子を会員に送付する他、商工会・商工会議所、各種説明会を通じて広く配布した。

- 税制改正のあらまし（令和7年度版）
- 源泉所得税実務のポイント（令和7年度版）
- 会社役員のための確定申告実務ポイント（令和7年度版）
- 会社取引をめぐる税務Q&A（令和7年度版）
- 会社の決算・申告の実務（令和7年度版）
- 新設法人のための会社の税金ガイドブック（令和7年度版）
- わかりやすい年末調整実務のポイント（令和7年度版）
- 自主点検チェックシート

(3) 税制研修の受講

全法連が開催する税制セミナーは、昨年度に引き続きWEB配信を並行して開催した。税制・研修委員等に参加をお願いし、情報の周知を図った。

(4) 改正税法・税務研修事業の開催

支部を中心に開催している税務研修については、徐々に再開されるようになってきた。

6. 広報関係

(1) 広報誌「法人春日部」の発行

広報誌「法人春日部」	No.202号（令和7年4月号）～No.205号（令和8年1月号）年間4回発行 約4,700部
全国法人会総連合機関誌「ほうじん」	年間4回発行 「法人春日部」に同封

税務当局から提供される税務情報や各事業のお知らせ、税に関する事業の結果や児童生徒作品などを掲載し、次の機会の参加に結び付けるような内容にしている。

会報は関係機関、商工会窓口や各種説明会、講演会等の機会を利用して会員以外にも広く配布している。

(2) ホームページの充実

ホームページの即時性を活かすため原則週1回更新を行った。また、蓄積されたデータを活かし、各ページのコンテンツのリニューアルに着手し、会員はもとより事業参加希望者や入会希望者など、広く一般の方々に興味の湧くページを心掛けた。

(3) その他の広報活動

例年は、各支部の産業祭等に積極的に参加し、税の広報と「花と緑いっぱい運動」を展開しているが、令和7年度も、こうしたイベントが徐々に再開されるようになってきた。

税を考える週間に、イオンモール春日部に児童の描いた税に関する絵はがきポスター・生徒の書いた作文の作品などと、e-Tax 啓発ポスターや税務関係のお知らせを掲示して広報活動を実施した。



さらに、春日部税務署と春日部税務署管内税務行政協力会（藤の和会）とともに児童・生徒の作品の合同表彰式をイオンモール春日部店内で開催し、税に関する普及啓発活動を実施した。

親子サイエンスショーの参加者には、教材と合わせ小学生の描いた税に関する絵はがきの図柄入りのポケットティッシュを配布した。

また、絵はがきコンクールの入賞作品のポスターを税務署で掲示するなど、公益法人の利点を活かした法人会活動の普及啓発を行った。

7. 厚生関係

会員の福利厚生の充実と法人会の財政基盤の確立に資するため、福利厚生制度の推進に努め、組織・厚生委員を始めとする役員の協力と会員各位の理解により、大同生命保険・AIG損害保険・アフラック生命保険の生損保協力3社との提携に積極的に取組んだ。

法人会ならではの福利厚生制度である大型保障制度は、令和7年4月から8年2月までの保険料収入実績が対前年比100.3%、ビジネスガードが113.0%、がん・医療保険が99.1%で協力生損保3社の対前年比合計で103.3%と県内法人会で第5位となり、埼玉県連平均の102.5%を上回った。

8. 青年部会・女性部会

(1) 青年部会

青年部会の事業は、南北2ブロック制5年目となり、各地区での共同事業が進んでいる。

公開講演会は北部地区担当で8月3日に「株主優待で投資をもっと身近に感じよう」と題し、将棋の棋士で著名な投資家でもある桐谷広人氏を講師にお招きして久喜市で開催した。

2月21日には、現在の業務では欠くことのできない生成AIの公開セミナーを南部地区担当で開催し、坂戸市商工会の会長で株式会社Mapイノベーション代表取締役の本橋聡氏を講師に迎え、ChatGPT、Gemini、NotebookLM等の生成AIツールの活用法や目的別選択ガイド等について受講した。

こうした事業や奇数月に開催する役員会に向け、南北各地区による地区会議を重ねた。

11月21日には全国青年の集い山梨大会が開催され、青年部会長ほか南北地区長等に参加いただいた。

小学生を対象とした租税教育等への取り組みでは、春日部支部青年部会が実施している親子マネー講座の2回を7月と3月に開催し、また、埼玉りそな銀行との共催で「りそなキッズアカデミー」を久喜支部で夏休みに開催。小学校の税金教室は、春日部市立南桜井小学校、備後小学校、宮代町立笠原小学校の3校の授業に講師を派遣した。

(2) 女性部会

令和7年度の第19回全国女性フォーラム北海道大会は9月18日に開催し、第20回埼玉大会の直前となるため、女性部会から13名が参加した。

女性部会事業は、9月の女性フォーラム参加をもって県外視察研修に代え、11月27日に健康セミナーを開催、1月21日に芸術鑑賞会として初春大歌舞伎、2月12日に税の講話とティーコンサートを開催することができた。

各支部においても税務研修や社会貢献運動「税の広報と花と緑いっぱい運動」の中心的役割を担い、地域の特性を活かした事業を令和7年度も積極的に活動を実施した。

「税に関する絵はがきコンクール」は、11年目となった。学習指導要領改訂に伴い、租税教育が6学年1学期に行われるようになったため、募集時期を夏休み後に前倒ししたが、管内の各教育委員会の後援により、54校(対象90校)から2,220点の応募があった。審査会で優秀作品及び優秀協力校を選考した。表彰式は春日部税務署と春日部税務署管内税務行政協力会(藤の和会)と共催して、イオンモール春日部でその他の税に関する作品とともに春日部税務署長賞、租税教育推進協議会長賞、法人会長賞、女性部会長賞を表彰し、そのほかの表彰は各市町で行われる表彰式で表彰いただいた。

租税教育の取り組みでは、広域で活動する春日部法人会女性部会の特性を生かし、久喜支部で久喜市立青毛小学校、久喜支部と杉戸支部合同で久喜市立青葉小学校、春日部支部で春日部市立中野小学校、川辺小学校、八木崎小学校と5校の授業に講師を派遣した。

9. 社会貢献関係

平成8年度にスタートした「税の広報と花と緑いっぱい運動」は、30期目を迎えた。

コロナ禍前は全支部で各地の産業祭等に積極的に参加し、「税を考える週間」の街頭広報も兼ね、メッセージの入った花の種、税のチラシなどを配布していたが、令和5年度からは徐々に再開されるようになってきた。

「税を考える週間」には、啓発のぼりを税務署や社団事務局、支部事務局等に掲げた。

総会記念講演会は、大原一也春日部税務署長にお願いし、新春講演会は、土橋亭里う馬氏を講師に招いて開催した。実務セミナーは、コロナ禍の際にも一定の参加者が見られたことから、令和7年度は4回開催した。

法人会の事業を広く一般の方に周知するために、広報誌・ホームページの他、ミニコミ紙などにも協力を求め、積極的に広報活動を行って認識を高める工夫をした。

埼玉県が推進している「さいたま緑のトラスト基金」や管内で庁舎が火災となった白岡市役所改修に向けた募金には、第15回交流ゴルフ大会を始め、各支部でのイベント開催時等に募金活動を行った。

租税教育では、中学生対象の税の作文事業に積極参加し、法人会長賞と各支部長賞を設けているほか、女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」を行っている。

さらに、小学校における租税教室を支援するため、学校図書館への教材寄贈、管内小学校6学年全児童に教材の提供を行っている。

春日部支部の独自プログラムによる小学生の親子を対象とした「税とお金の教育事業」は、コロナ禍にも関わらず開催を継続し、第28回の開催を数えている。

春日部市教育委員会との連携による「サイエンスショー」は、行政と関係団体が連携しながら、参加者に教材及び啓発品を配布した。

令和8年4月23日 令和8年度第1回理事会承認

報告事項(2)

令和8年度事業計画並びに収支予算報告

令和8年度事業計画

自 令和8年4月1日 / 至 令和9年3月31日

1. 目的

本会は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。(定款第3条)

2. 事業

- (1) 税知識の普及を目的とする事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
- (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする事業
- (6) 会員の交流に資するための事業
- (7) 会員の福利厚生等に関する事業
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業(定款第4条抜粋)

3. 基本方針

- (1) 納税意識の高揚と税務知識の普及の為の研修、広報活動を推進すると共に、税のオピニオンリーダーとして税制改正提言を行なう。また、添付書類も含めたe-Tax及びキャッシュレス納付の利用促進に積極的に協力する。〔公益目的事業1〕
- (2) 公益法人として、地域社会貢献活動を積極的に展開し、地域社会の発展に寄与する。〔公益目的事業2〕
- (3) 健全な納税者団体として、又、良き経営者を目指すものの団体として、会員企業はじめ管内事業者の経営に寄与すべく諸事業を推進する。〔公益目的事業2〕
- (4) 金融機関をはじめとする協力団体と連携し、組織の基盤である会員増強運動を実施する。併せて、会員相互の交流や魅力ある組織づくりのため、幅広い事業を実施するとともに、会員企業の経営安定の為、福利厚生制度の普及推進に努める。〔共益事業〕
- (5) 新公益法人制度に対応した組織運営に努めるとともに、事務の効率化を図る。

- (6) 公益法人としての活動を広く周知し、組織の認知度を高める。

4. 主要事業計画

〔1〕 税知識の普及を目的とする事業〔公1〕

(1) 新設法人説明会

春日部税務署管内に新たに設立された法人を対象に、税務上必要な申請手続きや法人税制上の留意点等についての理解を促すことを目的に、年2回(9月・3月)春日部税務署及び関東信越税理士会春日部支部との共催で、より実務的な内容を盛り込んで実施する。

(2) 決算期別説明会

春日部税務署管内の決算期を迎える税理士関与の無い法人を対象に、税制改正事項や決算手続きを行うにあたっての留意点等を説明し、適正な法人税等の申告が行われることを目的に、年延3~4回(4月・7月・10月・1月)春日部税務署及び関東信越税理士会春日部支部との共催で、より実務的な内容を盛り込んで実施する。

(3) 租税教育

小学校高学年を対象に正しい税知識の普及のために租税教育を推進する。

法人会支部活動では、学校外の租税教育として、親子を対象としたオリジナルプログラムによる事業を自ら開催する他、平成30年度から連携を始めた「りそなキッズマネーアカデミー」にも積極的に協力する。

また、青年部会・女性部会では、春日部税務署、県税事務所、管内市町教育委員会、税理士会、本会等で構成する春日部税務署管内租税教育推進協議会の一員として管内各小学校で開催する租税教室に、さまざまな工夫を凝らした内容を加味しながら講師を派遣する。

その他、租税教育事業の推進のため、各小学校に、資料提供等を行うとともに、成果の表現、発表の機会(コンクール、紙上発表等)を設ける。

(4) 税務研修会

春日部税務署管内の法人を対象に、国税を中心とするテーマを取り上げ、税の理解と知識を深める。各支部において年1回以上、研修会や説明会を開催するとともに、部会などにおいても適宜開催する。特に、令和5年10月実施のインボイス制度、令和6年1月適用の電子帳簿保存法、その他税制改正等についての理解を深める。

(5) 自主点検チェックシート・ガイドブックの普及啓発

企業自らが自主点検を通じて、税務コンプライアンスを向上させ、自社の成長を目指すとともに、税務リスクの軽減にもつながることを期待し、全国の法人会が推進する「自主点検チェックシート・ガイドブックの普及啓発(国税庁後援)」を積極的に推進するため、資料の配布及び研修を実施する。研修の実施にあたっては、春日部税務署の指

導や全法連作成のDVDを活用する。

(6) 税に関する絵はがきコンクール

女性部会では、「税の大切さ」「税の果たす役割」などについて学び、その知識を絵はがきに表現し、税の理解を深めることを目的に全国で取り組まれている絵はがきコンクールを実施する(第11回)。専門審査員を含めた審査を行い、優秀作品を表彰するほか、優秀協力校に学校賞を設けるなど、管内全校での取組となるよう積極的に推進する。

優秀作品は、広報紙やホームページへの掲載、作品集の作成配布、税を考える週間の記念行事として管内の大型ショッピングモールでの展示や記念行事での発表、税務署へのパネル展示を行う。対象：管内全小学校6学年児童。後援：国税庁、春日部税務署管内租税教育推進協議会、管内各教育委員会

(7) 全国青年の集い・全国女性フォーラムへの参加

全国の青年経営者(女性経営者)が集い、租税教育や地域社会の健全な発展等、法人会の目的を達成するための情報交換、意見交換を行う。当会の活動に資するため代表者を派遣する。研修の成果は、役員会において共有して当該事業に反映するほか、広報誌で広く周知する。

●第40回全国青年の集い島根大会

11月20日(金) 松江市総合体育館・くにびきメッセ

●第20回全国女性フォーラム埼玉大会

4月16日(木) ソニックシティ

(8) 「中学生の税についての作文」に対する支援事業

正しい税知識の普及のため、国税庁・全国納税貯蓄組合連合会が実施する「中学生の税についての作文事業」に、積極的に取り組む。※全国法人会総連合後援

本会は、納税貯蓄組合の加入団体として、地区審査への参加、法人会会長賞の授与、各支部管内の協力優秀校を対象にした支部長賞表彰、広報紙への優秀作品の掲載の他、税を考える週間の事業として大型ショッピングモールへの掲示などを行う。

(9) 税に関する資料、リーフレット等の配布事業

「法人春日部」に「税務署だより」のページを設ける他、全法連発行の小冊子などを配布し、税知識の普及・啓発と添付書類も含めたe-Tax及びキャッシュレス納付の利用促進を行う。

(10) 租税教育と芸術文化鑑賞

小中学生を対象により親しみやすい税知識の普及啓発のための租税教育を推進する。

コロナ禍の際には面識のない他校の児童、生徒を一つの施設に集合させて実施する租税教育の提供は密集、密接、密閉の三密を避けるため開催が難しかった。

このため春日部法人会では、学校を会場とし、租税教育とともに芸術、文化に触れることのできる機会を提供。税の普及啓発と疫病禍等により制約を受けた学校生活を送る児童、生徒により豊かな情操を育んでもらうよう専門家等による事業を実施してきた。

一方、コロナウイルスが感染症法の2類から5類へ移行したため、今後は音響の良いホールでの開催を検討し、各学校での開催は適宜行う。開催に際しては春日部税務署、管内市町教育委員会の協力のもと、対象校に周知の上、希望校を募集して厳正に選考する。

【2】 納税意識の高揚を目的とする事業【公1】

(1) 納税表彰式 ※春日部税務署主催事業

春日部税務署が納税意識の高揚を図るために挙行する納税表彰式に、春日部税務署管内税務行政協力会の一員として協力する。

(2) 税を考える週間の諸事業

国税庁が行う税を考える週間(11月11日～17日)に合わせ、様々な啓発事業を行う。

① 税を考える週間公開講座

正しい税知識の普及のため、春日部税務署管内の法人のみならず、広く一般の方を対象とし、春日部税務管内税務行政協力会との共催で「公開講座」を開催する。講座では、税に関する講演(署長講演)と、行政協力会を構成する各団体が取り組む小中学生の租税教育活動の成果を発表する。【11月13日(金)開催予定】

② 税を考える週間の周知広報

「税を考える週間」の意義を広く周知するため、広報紙への掲載や各事務局施設、イベント会場に「のぼり」の掲出を行う。

③ 大型ショッピングモールでの展示及び合同表彰式

税を考える期間中、管内にある大型ショッピングモールの協力によ

り、児童生徒の税に関する取り組みの成果を展示するとともに、納税表彰式の日程に合わせて合同表彰式を開催する。一方、税をテーマとした書道パフォーマンスを春日部税務署とともに開催し、その作品とともに租税教育資料、国税に関するポスターなどを展示する。

④ 女性部会の公開事業

税務署長講演・コンサート・健康に関するセミナーなど、様々な事業の中に組み入れ、広く一般の方を対象とした啓発活動を行う。

⑤ 各地域イベントでの啓発活動

各地域で開催される市民まつりなどのイベントにブース出展し、税の資料、啓発品等を配布して啓発活動を実施する。

(3) ホームページ・広報紙で税情報の発信

ホームページの即時性・広域性を活かし、各種研修会、講習会の開催を案内するとともに、国税庁ホームページ等の積極的な紹介・リンクにより、適宜必要な情報を提供する。

また、春日部法人会の税に関する事業のSNSによる情報発信の展開も進めていく。

なお、年4回発行する広報紙「法人春日部」に、春日部税務署提供の国税に関する情報「税務署だより」、税に関する研修の開催状況等を掲載する。広報紙は会員のみならず公共施設などで広く一般の方にも入手可能のように提供する。さらに、支部発行の広報紙においても適宜情報提供を行う。

令和5年10月から実施されたインボイス制度、令和6年1月から適用された電子帳簿保存法のほか、近年の税制改正が大きな変化となっているため、集中的に情報提供を行う。

(4) 添付書類も含めたe-Taxの利用促進

e-Taxの利便性・有用性を啓発し、添付書類も含めた利用の促進を図る。また、併せてキャッシュレス納付等DXの普及を図るため、役員企業の利用率向上を、積極的に働きかける。

(5) 消費税率期限内完納の推進

税務行政に与える影響が大きな消費税率の改正が行われたことを踏まえ、消費税の期限内完納が納税道義や国の財政基盤の観点から極めて重要であることを改めて認識し、税務行政と密接な連携を図りながら、期限内完納を推進する。

【3】 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業【公1】

(1) 税制アンケート

公益財団法人全国法人会総連合では、全国の中小企業の租税負担の軽減と合理化・簡素化及び適正公平な税制・税務に関する提言を行うため、役員から税制に関するアンケートを実施している。さらに埼玉県法人会連合会では全会員を対象にアンケートを実施している。

これら事業に積極的に協力し、回収率の向上に努める。

(2) 税制改正の提言と関係機関への提言書の提出

公益財団法人全国法人会総連合では、毎年、税制改正の提言を取りまとめ、関係機関等に対し要望活動を行っている。当会においては、地元選出の国会議員や管内自治体へ提言活動を実施する。

(3) 法人会全国大会への参加

税制改正に関する提言の発表の場であり、全国の法人会の代表者が一堂に会し、相互の交流と研さんを通じて、より一層の連携を深めるために開催される全国大会に、代表者を派遣する。研修の成果は役員会において共有するほか、広報誌等により周知する。

●第42回法人会全国大会 茨城大会

10月8日(木) 水戸市民会館、水戸京成ホテル

【4】 地域企業の健全な発展に資する事業【公2】

(1) 実務セミナー(公開)

春日部税務署管内の全法人を対象に、企業経営に資する実務研修を開催する。実施にあたっては、商工関係団体を始め、関係機関、行政等とタイアップし、広く周知するとともに、効果的・効率的な事業となるよう努める。また、部会においても共通する課題解決に向けたセミナーを実施する。

【内容例】

- | | |
|--------------|--------------|
| ●総務の基本と実務 | ●経理の基本と実務 |
| ・在職老齢年金のしくみ | ●労務の基本と実践 |
| ・相続・事業承継への対応 | ●税務調査のしくみと対応 |
| ・電子帳簿保存法 | ●経理ステップアップ |
| ・インボイス制度等 | |

(2)インターネット・セミナー

自宅にいながらインターネットを通じて学べる「インターネット・セミナー」を積極的に広報し、研修会に直接参加できない会員をフォローする。なお、講座の一部は一般公開となっている。

【5】地域社会の健全な発展に貢献する事業【公2】

(1)公開講演会・公開セミナー

地域社会への貢献活動として、公開講演会を開催する(社団では公開講演会、新春講演会)(青年部会では公開講演会)。支部においても、適宜、公開講演会を実施する。

また、青年部会・女性部会においても、講演会やセミナーなどの公開事業(青年部会は公開セミナー)(女性部会は健康セミナー、税の講話とティーコンサート)を実施する。実施にあたっては、関係団体・機関、行政等とタイアップし、効果的・効率的な事業となるよう努める。さらに、ホームページの即時性・広域性を活かし、広く一般の方に向けた事業のPRを行う。

(2)「税の啓発」と「花と緑いっぱい運動」の実施

正しい税知識の普及、うるおいのある街づくりのため、税の啓発と花いっぱい運動を実施する(平成8年度より継続)。産業祭、商工祭等の地域イベントに参加して法人会のブースを設置し、税の資料、花の種等を配布するとともに、緑のトラスト基金への募金活動を行う。

(3)緑のトラスト基金への募金

埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を県民共有の財産として末長く保存するという主旨に賛同し、総会、賀詞交歓会、講演会や各地産業祭での税の啓発と「花と緑いっぱい運動」の機会をとらえ緑のトラスト基金への募金活動を行う。

【当会管内のさいたま緑のトラスト基金による保全地】

- 山崎山の雑木林(宮代町) ●小川原家屋敷林(さいたま市岩槻区)
- 黒浜沼(蓮田市)

(4)地域イベントへの参加

地域で開催される多様なイベントに積極的に参加し、諸団体・機関との連携を深めるとともに、地域社会の一員としての地域貢献活動を実施する。また、集客力の大きな事業を法人会の認知度を高める機会、税の啓発や花と緑いっぱい運動の機会として捉え、地域に応じた多様な活動を行う。

(5)支部独自の社会貢献事業の実施

各種スポーツ大会や実務的な講習会など、地域の団体と連携して幅広い社会貢献事業を実施する。地域に根差す公益法人として、これらの事業をさらに進め、地域社会の発展とコミュニティの交流に貢献する。実施にあたっては、春日部法人会の広域性、スケールメリットを活かして展開する。

【6】会員の交流に資する事業【共益】

(1)交流・親睦事業の開催

会員相互の親睦・交流と異業種交流による組織の活性化に資するため、単位会・各部会・支部において、地域の特性に合わせた各種事業を行う。

【実施例】●視察研修会 ●交流ゴルフ大会 ●賀詞交歓会

- 芸術鑑賞会 ●ガーデニングやハイキングなどの交流活動
- ホームページや広報紙による意見交流、入会情報提供
- その他地域に即した様々な交流・親睦事業

(2)交流・親睦事業の周知

会員相互を結び即時性のある情報を提供するため、広報紙・ホームページ・SNS等の内容充実を図る。

【7】会員の福利厚生等に関する事業【共益】

(1)福利厚生制度の推進

会員企業の経営安定化のため福利厚生制度の積極的な普及促進に努める。推進にあたっては、提携生損保各社と連携し「役員1人1社紹介運動」を継続するほか、推進会議の開催や表彰を実施する。また、会員支援として、制度の広報を積極的に行う。

(2)組織の充実・強化(会員増強運動)

全国的な会員増強月間である9月～12月を中心に、年度を通して、金融機関を始めとする支援団体と連携し、役員を中心となって会員増強運動を展開する。

推進にあたっては、支部単位の推進会議の開催のほか、表彰などを

行う。また、現会員を含め、地域に密着した本会活動の理解を深めるための創意工夫ある広報活動を行う。

特に、令和4年度から会員増強推進報奨制度を創設し、正会員の加入とともに口座振替手続を完了した場合は、紹介者に対して報奨する事業を令和8年度も継続する。

(3)ホームページ及び広報誌「法人春日部」等による情報発信

①税に関する最新情報の提供、②会員の特典、③写真で見る法人会活動、④公開事業の案内⑤事業紹介(単位会・支部・部会・委員会)の充実を図る。

また、ホームページと広報誌の連動を図る。なお、更新は原則毎週金曜日に実施する。

なお、SNSの活用によるプッシュ型の情報発信についても検討を進める。

(4)法人会活動周知リーフレットの配布

春日部法人会の多様な事業を紹介するリーフレットを活用し、広く法人会活動を啓発する。

(5)専門相談の検討

企業経営上の専門的な悩みに対応するため、弁護士・社会保険労務士等による無料相談の実施を検討する。

【8】その他本会の目的を達成するために必要な事業

令和8年3月9日 令和7年度第3回理事会承認

令和8年度収支予算書(損益計算ベース)

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで(単位:円)

科 目	令和8年度予算 (A)	令和7年度予算 (B)	増減 (A-B)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	6,000	100	5,900
特定資産運用益	8,000	100	7,900
受取会費	26,822,650	27,008,800	△ 186,150
事業収益	200,000	250,000	△ 50,000
受取補助金等	27,522,300	26,634,700	887,600
受取負担金	1,102,000	1,098,000	4,000
雑収益	910,500	869,800	40,700
【経常収益計(A)】	56,571,450	55,861,500	709,950
(2) 経常費用			
事業費	59,744,348	60,163,641	△ 419,293
管理費	12,768,744	14,045,612	△ 1,276,868
【経常費用計(B)】	72,513,092	74,209,253	△ 1,696,161
当期経常増減額(A)-(B)	△ 15,941,642	△ 18,347,753	2,406,111
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 15,941,642	△ 18,347,753	2,406,111
【一般正味財産期首残高】	23,712,559	23,843,353	△ 130,794
【一般正味財産期末残高】	7,770,917	5,495,600	2,275,317
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	24,129,300	23,101,200	1,028,100
受取全法連助成金	24,129,300	23,101,200	1,028,100
団体事業活動助成金			0
一般財産へ振替	△ 24,129,300	△ 23,101,200	△ 1,028,100
一般財産への振替額	△ 24,129,300	△ 23,101,200	△ 1,028,100
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	7,770,917	5,495,600	2,275,317

第60回「税についての作文」募集開始

国税庁では、全国納税貯蓄組合連合会と共催し、中学生の皆さんから「税についての作文」を募集しています。

将来を担う中学生の皆さんが、税に関することをテーマに作文を書くことを通じて、税について関心を持っていただき、また、税について正しい理解を深めていただくことを目的としているものです。

公益財団法人全国法人会総連合は、この事業を後援し、春日部法人会も募集や審査会への参加、法人会会長賞・支部長賞など、積極的に協力しています。

令和7年度は春日部税務署管内50校のうち38校から3,135編の応募がありました。

優秀な作品には内閣総理大臣賞をはじめ財務大臣賞、文科大臣賞などが贈られます。中学生の皆さんのご応募をお待ちしています。応募用紙等は各学校で配布しています。

全国納税貯蓄組合連合会ホームページ zennoren.jp/sakubun.html からPDFの原稿用紙が出力できます。

応募締め切りは9月3日(木)となっています。

コラム

債権金額が取立費用に満たない場合の貸倒損失処理 ～実践税務調査～

税理士 牧野義博

決算書の内容から、営業外費用に貸倒損失が計上されていたことから、その内容の確認調査を調査官が行っています。

調査官 貸倒損失の内容についてお尋ねします。

担当者 遠隔地の取引先Aに対し10万円の売掛金がありました。支払いが遅れるようになったので、再三督促をしたのですが何も応答がありませんでした。代金の取り立てに行こうと思ったのですが、遠方であり航空券代や鉄道運賃等の旅費や従業員の日当等を考えると採算が合いません。

調査官 取引先Aの代表者や関係者との連絡は取れたのですか？

担当者 はい、何とか。

調査官 それでAはどのような状況でしたか？

担当者 隣の県に引っ越していました。

調査官 具体的には、鹿児島県から宮崎県に移転していたのですか？

担当者 はい、そうです。

調査官 貸倒損失の内訳を見ると、宮崎県にある取引先Bも50万円の貸倒になっていますね。

担当者 Bは夜逃げをして行方不明となってしまったので貸倒処理をしました。

調査官 Bについても追跡調査はされましたか？

担当者 同業者の話では、細々ながら営業は行っているようですが、債務超過でいつ倒産してもおかしくないらしいとのことでした。

調査官 Bに確認を取っていないのですか？

担当者 取引を停止してから1年以上経っているの、備忘価額を残して貸倒処理をしました。法人税基本通達9-6-3(一定期間取引停止後弁済がない場合の貸倒れ)に該当するので問題はないでしょう。

調査官 Bとの取引の明細がわかるものを見せてください。

担当者 1回目は5万円の取引で、2回目は7万円でした。

調査官 3回目は数年期間が空いての50万円ですから、これはいわゆるスポット取引のようですね。

担当者 そうですね。常時使っている業者ではありません。

調査官 法人税基本通達9-6-3の「取引の停止」とは、継続的な取引を行っていた債務者につき、その資産状況、支払能力等が悪化したため、その後の取引を停止するに至った場合をいいます。したがって、今回のようなスポット取引(単発取引)についての適用がありません。

担当者 それは知りませんでした。でも取引先Aについては問題ないですね。

調査官 法人税基本通達9-6-3の(2)に「法人が同一区域の債務者について有する当該売掛債権の総額が、その取立のために要する旅費その他の経費に満たない場合において、当該債務者に対し支払を督促したにもかかわらず弁済できないとき」という規定があります。

本件の場合には、取引先AもBも、もともと宮崎県にあります。従って、10万円+50万円=60万円の債権総額と取立費用の比較となりますので、貸倒損失処理は認められません。ちなみに、「取立費用」は、1回の集金出張に要する旅費および日当等の実績をいいますが、売掛債権の総額は一つの取引先ごとにではなく、同一地域に複数の債権者が存在すれば、その債権額の合計をいいます。

担当者 わかりました。さっそく修正します。

【筆者紹介】牧野義博(まきの・よしひろ)

東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には『ザ・税務調査1～3』『税務トラブルと債務の確定』(大蔵財務協会)ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。



消費税

国税庁
(令和8年4月)

インボイス制度に関する 令和8年度税制改正について

2つのポイント

① 2割特例は個人事業者のみ
適用可能な3割特例に

② 8割控除は
7・5・3割控除に

① 小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置 (3割特例)

◆ 3割特例の創設 個人事業者

個人事業者である適格請求書発行事業者の令和9年分及び令和10年分の消費税申告については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができるとされました。(3割特例)

※1 現行の2割特例は、令和8年9月30日までの日の属する課税期間で終了します。

※2 2割特例と同様に、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限り、適用できます。

※3 3割特例の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記する必要があります。

◆ 簡易課税制度選択届出書の提出期限の特例の見直し 個人事業者 法人

2割特例や3割特例の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、簡易課税制度選択届出書を提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度を適用することができるとされました。

※ 提出期限の特例の見直しは、上記の翌課税期間が令和8年10月1日以後に終了する課税期間である場合に適用されます。

	令和8年分	令和9年分	令和10年分	令和11年分
個人事業者	2割特例	3割特例	3割特例	3割特例適用不可
法人 (例:12月決算)	2割特例	3割特例・2割特例 適用不可		

令和9年12月期消費税の確定申告期限(令和10年2月29日)までに、簡易課税選択届出書を提出することで、簡易課税を適用可能

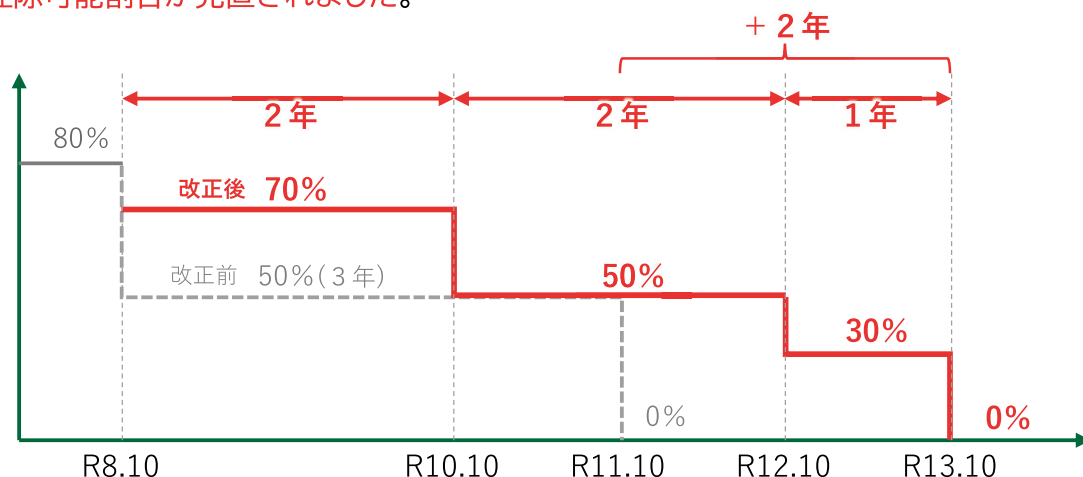
令和11年分消費税の確定申告期限(令和12年4月1日)までに、簡易課税選択届出書を提出することで、簡易課税を適用可能

2

適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の改正(7・5・3割控除)

◆ 控除可能割合等の見直し(7・5・3割控除)

免税事業者など適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れにつき、その一定割合を控除できる経過措置について、**適用期限を2年間延長**した上で、以下のとおり**控除可能割合が見直**されました。



◆ 控除限度額の見直し

一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で**1億円**(改正前:10億円)**を超える場合**には、その超えた部分の課税仕入れについて、**本経過措置の適用を認めない**こととされました。

※ 控除限度額の見直しは、令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

◆ その他の改正

◆ 特定金属くず特例の創設

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(金属盗対策法)に規定する特定金属くずについて、古物商特例や再生資源等特例の対象から除いた上で、同法上の特定金属くず買受業の届出を行っている事業者が適格請求書発行事業者でない者から棚卸資産(消耗品を除く)として買い受ける**特定金属くず**について、一定の事項が記載された**帳簿のみの保存により仕入税額控除を認める特例の対象に加える**こととされました。

※ 上記の改正は、金属盗対策法の施行の日から起算して3月を経過する日の翌日以後に行う課税仕入れについて適用されます。

制度の詳細は、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」

をご覧ください



インボイス 特設サイト



事業者の皆さまへ

令和9年1月から

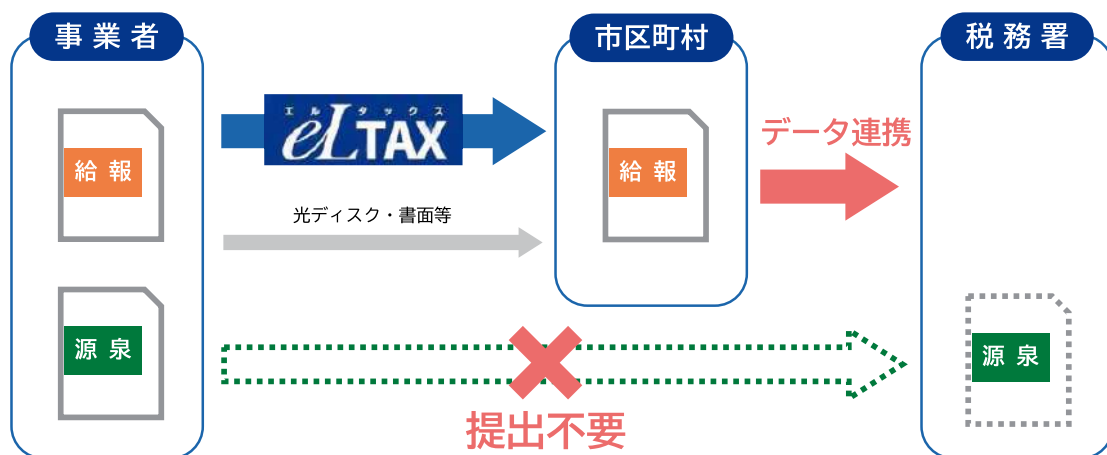
源泉徴収票の提出方法が変わります

改正の内容

令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の給与所得の源泉徴収票については、**事業者の提出事務の負担軽減を目的**として、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、**税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされ**、それに伴い、**提出範囲が給与支払報告書と同じになります**。

つまり・・・

給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、
💡 **源泉徴収票を税務署に提出する必要がなくなります！**



給与支払報告書の提出は **eLTAX** で、業務負担を大幅軽減！



提出先が多すぎて、手間もコストもかかって大変です・・・！



どうしたらもっと効率的に提出できますか・・・？



を使えば、

各市区町村へ自動振り分け提出！



すでに
約 **70%** が
eLTAX を
利用して提出!!



国税庁



総務省



地方税共同機構
LOCAL TAX AGENCY

次ページもお読みください

まだまだあります！ eLTAX で提出するメリット！

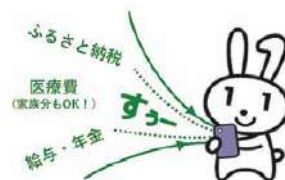
✓ 個人住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)を電子データで受けとれます！

従業員への配付・郵送コストを削減することができ、業務のペーパーレス化につながります。

✓ 従業員の確定申告がさらに便利に！

令和9年1月以降、給与支払報告書の情報がマイナポータル連携の対象となります！

ふるさと納税や医療費控除等で確定申告が必要な従業員の場合
マイナポータル連携により給与所得の情報が自動で入力されるため
入力ミスの心配もなく、簡単・便利に確定申告書が作成できます。



令和8年9月24日以降 eLTAX が便利になります

✓ サービス提供時間の拡大 24時間365日電子申告・電子納付等ができます！※

※メンテナンス時間を除く

✓ GビズIDログイン機能の実装 eLTAX利用者IDとGビズIDを紐づければ、以後はGビズIDでログインできます！

Q & A

Q この改正は、何年分の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されますか？

令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されます。

A ※ 法令上、年の途中で退職した従業員に係る源泉徴収票は退職の日以後1か月以内に税務署に提出することとされていますが、運用上の取扱いにより翌年1月末までにそのほかの源泉徴収票とまとめて提出してよいことになっています。したがって、令和8年の途中で退職した従業員に係る源泉徴収票についても令和9年1月1日以後にそのほかの源泉徴収票とまとめて提出する場合には、「令和9年1月1日以後に提出すべき」として、この改正が適用されます。

Q 給与支払報告書を市区町村に提出した場合、税務署に「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を提出する必要はありますか？

令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」を市区町村へ提出した場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を税務署に提出する必要はありません。

※ ただし、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」は6つの調書に対応する兼用様式のため、給与所得の源泉徴収票以外の調書を税務署に提出する場合は、提出する調書について記載した合計表を併せて提出する必要があります。

Q 従業員が給与情報のマイナポータル連携を利用できるようにしたいです。これまで、e-Taxで「給与所得の源泉徴収票」を提出していましたが、今回の改正を機に「給与支払報告書」のみを提出することにしても問題ありませんか？

A eLTAX で提出された令和8年分以後の「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象になりますので、問題ありません。光ディスクや書面等で提出した「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象にはなりませんので、ご注意ください。

(「給与所得の源泉徴収票」を別途、e-Taxで提出する必要はありません。)

※ 給与情報を正しく連携するため、マイナナンバー、氏名(カナ含む)、住所、生年月日等については、記載誤りや不備がないようご注意ください。

参考リンク

制度改正の内容について



(国税庁ホームページ)

eLTAXの利用方法について



(eLTAXホームページ)

給与情報のマイナポータル連携



(国税庁ホームページ)

実務セミナー「1日でわかる！総務の基本と実務」を開催

令和8年6月16日（火） 春日部市商工会議所会館大会議室



総務は煩雑であるとともに、極めて重要な業務でもあります。また、総務は経営者を補佐する役割を担いつつ、各部門が機能しやすいようにサポートする企業経営上欠かせない部門・部署です。

日常業務を見直ししながら、さらに一歩進んだ業務処理法の習得のために開催しました。参加者の皆様も若い人からベテランの方まで真剣なまなざしで林先生の講義に聴き入っていました。

講師：（有）マスエージェンツ代表取締役
林 忠司 氏

【主な講座内容】

- 総務の役割と仕事
- 総務業務のサイクル
- 総務業務のルール
- 電子帳簿保存法に基づくデータ管理
- 庶務業務のポイント
- 労務管理業務のポイント



女性部会 公開税務研修会と「女性部会の集い」を開催

令和8年6月29日（月）13:30からさいたま市岩槻区のほてい家で公開税務研修会と「女性部会の集い」が開催されました。

第一部の公開税務研修会では、春日部税務署法人課税第一部門加倉田崇統括国税調査官から「公正取引委員会と独占禁止法」と題し、平成時代の若かりし頃に関東信越国税局の職員として初めて公正取引委員会に出向されたときの体験を交え、一般的にはなじみの薄い公正取引委員会の組織とその業務、行政委員会と呼ばれる合議制の機関としての特色等をわかりやすくお話しいただきました。そして主な業務として行政調査、意見聴取手続、排除措置命令と課徴金納付命令など硬いお話と柔らかなウイットに富んだエピソード等を交えながら、独占禁止法が、実は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」という長い法律名であること、課徴金には違反を自主的に報告した際の減免制度があるが、税の脱税には自己申告しても減免措置がないことなど、女性部会の皆さんもグイグイ引き込まれるようなご講義をいただきました。

続いて、第二部の女性部会の集い（会員会議）では、蓮江澄代部会長が挨拶の後、議長となり、「令和7年

度事業報告及び決算報告」、「令和8年度事業計画及び予算」を議題とし、皆さんにご報告させていただきました。

最後にご来賓として出席された春日部税務署法人課税第一部門加倉田崇統括国税調査官から堀口有紀子春日部税務署長のご祝辞を代読いただいた後、春日部法人会山田一徳会長にご祝辞を頂戴しました。

新型コロナウイルスが感染症法上2類から5類になってから4度目の集いとなり、情報交換会も開催でき、女性部会の皆さんのあふれる笑顔が大変印象的でした。



第2部会員会議荒木岩槻支部部会長の開会のことば



蓮江女性部会会長の挨拶



加倉田統括国税調査官による堀口署長祝辞



杉田久喜支部部会長の進行で税務研修会が始まる



講師の加倉田崇法人課税第一統括国税調査官



山田会長の祝辞



情報交換会の様子



青年部会 青年部会春日部支部が小学校の租税教室に講師を派遣

5月29日（金）、春日部市立緑小学校で青年部会春日部支部の会員の皆さんが講師を務めました。

今年の初講義は、2クラス63名を対象としたランチルームでの授業となりました。青年部会の木下恵太さんによる初めての講義となる授業です。子どもの通う地元の小学校での講義にとってもワクワクした様子での講義を行ってくれました。児童の皆さんは、税金が使われているものと使われていないものを判

断してマグネットシートを貼付したり、友だちのお父さんによる税の授業にとっても熱心に耳を傾けたりしていました。最後は渋沢栄一翁の1億円をサポート役の村田昌哉さんに手渡されて、重さを体験しました。



続いて7月6日（月）、春日部市立牛島小学校で青年部会春日部支部の田中久興さんが、租税教室の講師を、西澤賢一さんがサポート役を務めました。

梅雨空の曇った空の下、3クラス74名の子どもたちを対象にスタジオ室での講義となりました。講師の先生が卒業した学校ですので、大先輩の話をしっかりと聴き、子どもたちの反応もとてもはきはきとした明るい授業となりました。マグネットシート

女性部会の皆さんが租税教室講師を務めました

6月15日(月)、関杉戸支部女性部会長と栗原さん、細井さんが講師となり、久喜支部の女性部会の松本さんお二方と齊藤さんにサポートいただき、久喜市立鷺宮西小中学校で「租税教室」を開催しました。

小学6年生の租税教育が1学期の指導項目となり、コロナウイルスも感染症法の2類から5類へと移行し、令和8年度に女性部会が担当する租税教室の皮切りとなる講義となりました。今年は内容をパワーポイントとマグネットシートを活用して児童の皆さんに講義しました。

授業終了後には、子どもたち全員に1億円の重さを体験してもらいました。



6月16日(火)の朝から、さいたま市立川通小学校で女性部会春日部支部の河口さん、古谷さん、木村さんの皆さんによる租税教室が開催されました。1クラスの児童19名というこじんまりとした学年でしたが、新しいカリキュラムの教材を使って講義しました。

終了後は渋沢栄一の1万円札1万枚の1億円の重さ体験を行いました。



6月17日(水)の午前中には、久喜市立小林小学校で蓮江女性部会長と杉田久喜支部女性部会長が租税教室の講師を務め、小川幸手支部女性部会長にサポートしていただきました。小林小学校も1学年19名と人数は少なかったのですが、児童の皆さんは熱心に耳を傾け、講師の話に聞き入っていました。



いた子どももいましたが、最後はみんなも納得の笑顔でした。

終業ベルが鳴った後に西澤さんに手渡された1億円の重さを体験して、会場のスタジオ室には休み時間に和気あいあいとした様子が感じられました。



6月19日(金)の3時限目と4時限目に久喜市立桜田小学校で女性部会久喜支部の松本さんお二方と齊藤さんの3名の皆さんが租税教室の講師を務めました。学年が4クラス128名と数が多く、2班に分けて多目的ルームで2コマの講義を行いました。エアコンが設置されていて涼しく快適な授業を行うことができました。



6月22日(月)の4時限目に久喜市立清久小学校で蓮江女性部会長と杉田久喜支部女性部会長、天野さんの皆さんが租税教室の講師を務めました。14名という少人数に対して、冷房の効いた教室で、講義を行えました。授業終了後にはお約束の渋沢栄一翁の1億円の重さを全員に体験してもらいました。



6月23日(火)の4時限目、さいたま市立岩槻小学校で女性部会春日部支部の古谷さん、木村さんによる租税教室が開催されました。2クラスの児童72名という人数でしたので、体育館での講義となりました。人数も多くにぎやかな様子でしたが、新しいカリキュラムとマグネットシートを使って講義しました。

終了後は1万円札1万枚の1億円の重さ体験を行いました。



7月13日(月)の3時限目、久喜市立青葉小学校で蓮江女性部会と杉田久喜支部女性部会長による租税教室が開催されました。春日部法人会の租税教室では夏休み前の最後の講義となりましたが、雨上がりの蒸し暑さの中、冷房の効いた教室で授業を行うことができました。青葉小学校の子どもたちもマグネットシートの貼付では、1枚を除き、ほとんど正解という素晴らしい様子が垣間見られました。

終了後は1億円の重さ体験に子どもたちも興味津々でした。



この後も、11月下旬に久喜市砂原小学校で予定されています。

ビジネスチャンスの拡大に

法人会の 「ビジネス・マッチング」

(アメリカン・エクスプレス提供)



「ビジネス・マッチング」の特長



ビジネス・パートナーの発掘や
新規開拓などをサポートする
法人会の新たな会員サービス



法人会会員同士のみならず、
日本全国の様々な業種の
企業とつながる機会を創出



登録料、利用料、対面イベント
参加費など、すべてが無料



新規開拓も人脈づくりもすべて無料！

詳しくはこちら



県税からのお知らせ

8月は個人事業税第1期分の納期です

8月は個人事業税第1期分の納期です。8月初めに納税通知書をお送りしますので、忘れずに納税してください。

個人事業税は、スマートフォン決済アプリ(りそなグループアプリ、PayPay、au PAY、d払い、楽天ペイ、PayB、ファミペイなど)から納税通知書の「eL-QR」を読み取って納付することができます。

また、地方税お支払サイトから、クレジットカードやインターネットバンキングなどの方法での納付や、金融機関・コンビニエンスストアなどでの納付も可能です。

なお、自動車税事務所の4支所(大宮、熊谷、所沢、春日部)の窓口では納付はできません。スマートフォン決済アプリ、地方税お支払サイトや、コンビニエンスストアでの納付などをご利用ください。

納税が困難な場合は、お早めに県税事務所へご相談ください。

納税は、安全・便利・確実な口座振替で！

個人事業税の納税には、口座振替がご利用いただけます。口座振替を利用されますと、納期最終日に金融機関が自動的に振替納税いたしますので、納期の都度納税に出向く手間も省け、うっかり納税を忘れるといった心配もありません。お申込みは、納税通知書に同封されているハガキで簡単に行うことができますので、是非ご利用ください。

なお、8月末までにお申込みをされた方は、第2期(11月が納期)分から口座振替をすることができます。

個人事業税について詳しくは、お近くの県税事務所又は県税務課(電話048・830・2664)へお問合せいただくか、県税務課ホームページ「くらしと県税(URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-2-4.html>)」をご覧ください。



法人会の基本的指針

法人会は
よき経営者を目指すもの団体として
会員の積極的な自己啓蒙を
支援し
納税意識の向上と
企業経営および社会の
健全な発展に貢献します
法人会のキャッチフレーズ
めざまし 企業の繁栄と社会の貢献(法人会)

～ 全国法人会総連合 ～



サーフィンも人生も同じ波は来ない

幸手支部

有限会社 ミヤタガス
代表取締役 宮田 充



私は、幸手市で燃料店を経営しております。昨今の世界経済の不安定な情勢などの影響を受け、燃料費高騰をはじめとする様々な問題が日々の消費者の暮らしにのしかかっています。そんな中でも、私たちは「地域の砦」としてエネルギーの安定供給を心がけ、街のガス屋さんとして地域に貢献していきたいと考えております。

身体を動かすことが好きで、高校時代は柔道、大学ではスキー、社会人になってからはダイビングやゴルフを嗜み、そして今はサーフィンにハマっています。様々なスポーツを通じて、身体的にはもちろん、人間関係の面でも多くの良い経験をさせてもらいました。サーフィンで波に乗る感覚は何とも言えず、一つとして同じ波が来ることはありません。乗ってみるまでその先が分からないところがこのスポーツの面白さですが、これは仕事など、人生で様々な問題に直面した時の向き合い方にも役に立っている気がします。

当店は昭和5年、先々代の薪・炭の時代より家庭の燃料を供給させていただいております。現在はLPガス・灯油を

中心に、キッチン・お風呂・床暖房・エコキュートなど、家庭用・業務用を問わずエネルギーの専門店として、工事から供給、メンテナンスまで一貫して皆様の暮らしを応援させていただいております。

『暮らしを楽しみながら地球のことまで』をテーマに掲げ、地域に貢献できるような会社づくりを心がけております。

法人会との出会いは、平成17年に会社を法人化し、平成19年に父から事業を譲り受けた頃、法人会青年部にお世話になったことがきっかけです。当時は法人の税金や保険のことなど、経営者として何一つわからない状態で悩んでいましたが、法人会での様々な勉強会や人とのつながりを通じて、多くのことを教えていただきました。

最後に春日部法人会組織・厚生委員長として皆様にご協力いただきまして感謝しております。秋に予定しておりますチャリティーゴルフ大会への皆様のご参加をお待ちしております。



有限会社 ミヤタガス

住所：幸手市中4丁目26-21
電話：0480-42-2858
<https://www.reform-miyata.jp>

趣味で非日常的な世界へ

春日部支部

有限会社 テクニクス
代表取締役 井上 浩伸



商売を始めて約25年。創業より仕事第一で休み無く突っ走って来て、趣味の時間も取れずにいましたが、スタッフが増え、任せられることも多くなり趣味をようやく楽しめるようになってきました。そんな私の趣味の一つはオートバイです。仕事としてオートバイ関連の仕事をしていますが、純粋に趣味として楽しむとなると、なかなか時間が取れないもので、50歳を越えてようやくその時間が来たと言えます。週末に楽しむツーリングは主に「林道」と言われるオフロード（未舗装路）を楽しむ「林道ツーリング」です。オフロード走行の魅力は、難しい路面コンディション下でバイクをコントロールする楽しさ。それに加え、山奥の未舗装路を走るわけですから時には倒木や落石現場を越えて走ったり、熊、カモシカ、猪、鹿、たぬき、キツネなどの野生動物と遭遇し

たりと、大自然の中でアドベンチャー気分になれる「非日常性」と言えます。そして、最近始めたもう一つの趣味が「フライフィッシング」です。こちらも野性味溢れる溪流に分け入り、ポイントやフライと呼ばれる昆虫を模した疑似餌を変えながらの魚との知恵比べの中で、ヒットした瞬間の「快感」と自然の中での「非日常性」が魅力で、昨年からは始めて45cmを超える大物をゲットしたこともあります。

そんな「非日常性」が、日常の暮らしの中で強烈なアクセントとなり、私に日々の活力を与え、人生をより豊かなものへと変えてくれています。



有限会社 テクニクス

住所：埼玉県春日部市下柳43-1
電話：048-795-4423
<https://technix.jp>

新入会員ご紹介

(令和8年3月1日～令和8年6月30日新入会員)

◎春日部支部	一般財団法人あんしん財団 埼玉支局	さいたま市大宮区桜木町1-9-6 大宮センタービル7階	特定保険業
	株式会社ゆうりんファーマシー	春日部市一ノ割一丁目5番6号	サービス業
	K S K B株式会社	春日部市粕壁一丁目7番地13	不動産業
	タカラ商事合同会社	春日部市牛島222-5	小売
◎岩槻支部	株式会社青木樹脂興業	さいたま市岩槻区宮町2-2-8	防水工事業
	株式会社三慶商事	さいたま市岩槻区表慈恩寺1497	サービス業
	株式会社I. D. J	さいたま市岩槻区西原5-90-1	電気工事業
	農B A S E 合同会社	さいたま市岩槻区飯塚812	食品小売
	合同会社グルーミングらぼ	さいたま市岩槻区太田1-8-53	社会福祉事業
	合同会社虹	さいたま市岩槻区本町4-3-2 セントラルヒルズ304号室	介護事業
◎久喜支部	株式会社Transmile	久喜市伊坂北1-9-7	製造
	株式会社K I C	久喜市菖蒲町菖蒲555-9	卸・販売
◎幸手支部	株式会社N・STYLE	幸手市中1-7-40	美容業全般
	I'LL BE BACK	幸手市中4-21-4	飲食業
◎蓮田支部	株式会社ファインド	蓮田市緑町2-1-1	コンサルティング
	ハウスオブクラン株式会社	蓮田市東6-1-5 いさみビル202	建設業
◎白岡支部	株式会社cocori	白岡市高岩1305-4	人材紹介業
◎杉戸支部	株式会社幸羽	北葛飾郡杉戸町堤根4436-1	福祉・医療
	株式会社エスヴィジョン	北葛飾郡杉戸町倉松569-1	内装業
	株式会社TOWA	北葛飾郡杉戸町椿774	建設業

他 正会員10件、賛助会員4件

会員の皆様へ

令和8年度年会費並びに青年部会負担金の自動振替について

広報誌4月号でお知らせした会費等の自動振替を6月15日(月)にさせて頂きました。また、口座振替手続きがお済みでない方には納入依頼書を郵送しました。



年会費についてのよくあるお問い合わせ▶

法人会の福利厚生制度(大型補償制度などの保険)の保険料の引き落としの明細には「ハウジンカイ」と明記されます。

春日部法人会の会費は年1回で「RKS(ハウジンカイヒ)」、青年部会負担金は「RKS(ハウジンセイネン)」と明記されます。RKSはりそな決済サービスの略称です。

税制改正アンケートにご協力いただきありがとうございました

全国法人会総連合が、国の税制改正に対する提言を行うための基礎資料となる「税制改正アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。

令和3年度からアンケートの提出が、QRコードを使用したネットによる回答方法となって5回目となりました。

回答結果を基に、春日部法人会税制・研修委員会、県連税制委員会を経て、全法連で令和9年度の税制改正提言案が協議されます。

10月8日に茨城県で開催予定の法人会全国大会で提言内容が発表され、政府関係者や地方自治体首長に対し提言活動を行います。

不測の事態とリスクマネジメント

社長の個人的信用力が大きく影響する側面を持つのが中小企業です。したがって、社長に不測の事態が生じた場合、会社の根幹を揺るがす事態になる可能性があります。それは万一の場合だけでなく、就業不能状態を含めてです。

取引先や金融機関との関係の急激な変化、さらに徐々に売り上げが減少し経営が苦しくなっていくということも予想されます。そんな中、後継者にとってすぐに動かせる現金が手元にあるかどうかは大きな違いです。

そこで、不測の事態を想定し、会社を継続させる資金を準備をしておくことが求められます。その時に最も活用できるのが生命保険です。

必要な保険契約の視点は次の3つです。

①事業継続資金の確保、②残された家族の生活の安定、③相続税対策と事業承継、②と③は社長に対する役員退職慰労金・弔慰金の支給でカバーすることができます。したがって、保険金は、事業継続資金＋役員退職慰労金・弔慰金となります。

事業継続資金は、借入金対策、運転資金対策がポイントになります。借入金対策のポイントは流動負債であり、短期借入金、支払手形、買掛金、未払金などがあげられます。また、固定負債についても当面の返済資金を確保しておく必要があります。

次に運転資金ですが、社長に不測の事態が生じた時社員が会社の将来に不安を感じ退職することが想定されます。退職者が多く出ると会社が成り立たなくなり

ます。社員に給与を確保していることを明示し、安心して勤務を継続するよう促すための資金が必要です。

また運転資金や借入金返済資金を確保する場合は、受け取った保険金に法人税がかかりますのでそれらも考慮しておかなければなりません。

会社が受け取った保険金から、死亡退職金・弔慰金を支払うのですが、役員に退職金を支払うには、株主総会で支給を決議し、取締役会で具体的な支給日等を決めることになります。当然役員退職慰労金規程も作っておく必要があります。規程が無ければトラブル発生の原因ともなるからです。また、規程がないと、退職金額が税務当局によって過大と判定された場合は損金算入が認められないこともあります。

以上のように、社長に不測の事態が生じた場合、急激な経営悪化を食い止める上で、保険金の効果は絶大です。現在、極めて厳しい経済環境です。事業活動のリスクマネジメントを考える上で外せない重要なポイントとしてさらなる研鑽が必要です。

著者プロフィール：Office SHIMADU 代表 島津 悟 氏

大同生命提携講師・PHPビジネスコーチ・ファイナンシャルプランナー・年金プランナー・春日部法人会会員。新潟県出身。大同生命支社長を経て研修部門。平成24年、同社退職を機に研修講師として独立。同社職員や管理者の育成に携わる。また、全国の法人会・納税協会の経営者セミナー、税理士会向けのセミナーで活躍中。



法人会は、様々な事業を行っていますが、大きな柱の一つが福利厚生制度で、全国法人会総連合では、この制度を「大同生命保険株式会社」「AIG損害保険株式会社」「アフラック生命保険株式会社」の3社と提携しています。会員でなければ加入できない保障制度、集団取扱いによる割安な保険料、法人契約にすれば保険料が損金処理できる保険などがあります。詳しくは各社「法人会福利厚生制度推進員」におたずねください。

お問合せ先

大同生命保険株式会社 埼玉支社春日部営業所……………電話 048-734-3371
AIG損害保険株式会社 埼玉支店……………電話 048-641-4050
アフラック生命保険株式会社 埼玉総合支社……………電話 048-645-0861



第16回

交流ゴルフ大会のご案内

令和5年5月に新型コロナウイルスが感染症法上2類から5類へと移行し、再び多くのご参加をいただいている「交流ゴルフ大会」を今年も開催します。「フレンドシップカントリークラブ」を会場に、春日部法人会のメンバーと一緒に心地よい汗をかいてみませんか？

昨年も81名が参加された「親睦・交流」の楽しい大会です。

参加賞・主催者賞品の他、協賛企業提供などの賞品を用意しています。

皆様お誘いあわせの上、ぜひご参加ください。

※新型コロナウイルスが5類へ移行したため、昨年同様パーティーも行う予定です。

〈期日〉令和8年10月27日(火)

〈会場〉フレンドシップカントリークラブ

常総市崎房1,955-2 ☎0297-43-7311

負担金等詳細は、同封のチラシをご覧ください。裏面が申込用紙になっています。



今後の事業のご案内

実務セミナーの開催について

働きながら受け取る「在職老齢年金」のしくみ

〈開催日〉令和8年9月10日(木)

〈時 間〉14:00～15:30

〈場 所〉春日部商工会議所会館



毎年4月に支給停止調整額の見直しが行われ、支給停止基準額は徐々に引き上げられており、高齢社会の進展に伴い、定年年齢の引き上げや高年齢者の雇用等が次々と制度化されています。

そこで、日本年金機構から講師をお招きし、在職しながら合理的な年金の受け取り方や複雑な年金制度のしくみと関係法令の改正等について学びます。

今後年金を受け取る予定の在職者、退職予定者、または経営者、事務担当者向け。

※本誌に案内・申込用紙を同封しています

「経理の力！ステップアップセミナー」

～実務の確認・見直しから

更なるステップアップを図りたい方まで～

〈開催日〉令和8年12月3日(木)

〈時 間〉10:00～16:00

〈場 所〉春日部商工会議所会館

「一日でわかる経理セミナー」を受講された方にさらにステップアップをしていただくことのできる講座です。経理担当者、経理事務に携わっている方、簿記をマスターしたい方などを対象に、もう一度基礎を固め、基本の確認と土台の強化を図りましょう。

※本誌に案内・申込用紙を同封しています

